

加古川市災害廃棄物処理計画（案）に関するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

仮置場及び情報伝達に関すること

	意 見	市 の 考 え 方
1	表1-1 想定地震及び被害状況について【P3】 ①本計画の目的からすると、発災後の初動（仮置場の選定）に向け、当該被害状況に加え、当該想定被害から算出した災害廃棄物の推計量（家屋）の記載が必要ではないか。 例）全壊家屋384, 228t、半壊家屋381, 179t、計765, 407t（+αが予測されるので、最低限の発生量見込み） ②本市の地理的状況も鑑み、地震だけでなく水害での想定被害についても記載が必要ではないか（ハザードマップの浸水区域内の住居家屋及び非住居家屋を基に）	本計画は、平常時の備え（市の体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な基本的事項のとりまとめを目的に策定するため、加古川市地域防災計画に記載のある被害状況は抜粋するものの、想定被害や災害廃棄物の推計量については記載しません。 なお、実際に発災した後に策定する処理の基本方針、災害廃棄物の発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フローなどをとりまとめた災害廃棄物処理実行計画の雛型を令和6年度中に内部資料として作成する予定としています。
2	5. 災害廃棄物処理の基本的な考え方（2）【P4】 ・平常時における仮置場の候補地の選定が明記されていない。（表1-2も同様） 災害時、速やかな初動対応に向け、また、兵庫県の計画との整合を図るためにも、平常時の仮置場の候補地の選定について明記するべきではないか。	「発災時には被災状況を把握し、仮置場の適地の選定を速やかに行い開設できるよう、平常時から仮置場候補地について選定しておく。」の文言をP26「（4）仮置場に必要な面積の算定方法及び仮置場候補地の選定」に追加します。
3	図2-2 災害廃棄物処理計画対策組織について【P9】 ・仮置場の設置は環境部で問題はないが、候補地の選定については、様々な対象施設及び民有地も想定されるため、全て環境部ではなく防災部等、庁内横断的に対応可能な部署が望ましいのではないか（表に記載）	令和6年度に仮置場の選定条件を整理し、有効な仮置場を選定するために考慮すべき評価基準を作成した上で候補地をリストアップし、現地調査を実施して、仮置場としての有効性を評価し、調査結果を内部資料として整理します。発災後に防災対策課などの関係部署と調整（※P9表2-1の進捗管理班の業務内容「国、県、近隣市町、庁内、民間事業者等との連絡調整」に修正）を行い、被災状況に応じて、これらの候補地の中から外部からの応援を受け入れる場所や仮設住宅用地として利用する土地を除き、仮置場を開設します。
4	表2-9 対応時期別の発信方法と発信内容【P19】 ・災害廃棄物の撤去・処理開始の応急対応に関して、他地域に避難している市民も想定し、HPやネット（LINE）等でのお知らせも、お願いしたいと思います。 防災無線・放送設備・回覧・掲示板等は、市連合の会長会に加入している町内会会長が関係している町内会等のみ通用する話であると思われます。 アパートや町内会が存在しない地域もあることから、市連合の会長会に加入している会長が関係している町内会に加入している世帯だけを市民と扱うような考えはしないでいただきたいと思います。 計画がまとまったら、速やかに全市民に対して、段取り等情報を提供していただきたいと思います。目を通しておくことで、安心感につながる可能性があると思われます。	災害時の住民等へ伝達すべき情報は初動期、災害廃棄物の撤去・処理開始する応急対応期、撤去・処理の本格稼働する復旧・復興期の3段階の対応時期によって異なります。特に混乱が予想される初動期は生活ごみ・し尿の収集体制、有害・危険製品の取扱い、問合せ先の情報を発信することが優先されますが、本庁、市民センター、公民館等、避難所、掲示板に紙媒体を貼り出すほか、ご意見にあるように公式のあらゆるSNSを使って、広く発信することについて、P19表2-9の発信方法欄「市ホームページ等」の表現をより具体的なものに修正します。 また、平常時は、災害廃棄物の迅速な処理を進めるため、片付けごみ等が分別されていない状態にならないよう災害廃棄物の出し方や分別の必要性、仮置場での粗分別区分、仮置場へ直接搬入する際の留意事項、生活ごみの出し方などについて、住民への周知が必要と考えています。
5	表3-3 項目「平時の土地利用」の理由欄の確認【P27】 ・「原状復旧の～」こちらが正しいと理解するが、国の方針では「現状復旧」と記載がある。問題がなければ修正不要です。	国の災害廃棄物対策指針の技術資料では「原状復旧」との記載があり、「原状」の意味合いからも修正不要と考えます。

計画の表現方法について

	意 見	市 の 考 え 方
1	計画案の中に番号を振ってある図表が複数ありますが、何を示しているのか説明がないものがあります。 図表に記載されている内容を明確にするためにも其々の説明文を追記してほうが良いのではないのでしょうか。	図表番号の説明が記載されていない箇所については、説明文を追加します。

その他

	意 見	市 の 考 え 方
1	処理事業費について ・災害廃棄物の処理には国の補助事業の活用が必要となる。申請及び報告等、災害対応と同時進行で進めなければならない状況もあり、円滑な事業実施に向け備えが必要となる。災害関連補助事業には、環境省、国交省、農林水産省等管轄が異なることや処理方法も変わることが想定できる。 国の管轄及び補助事業について記載しておく必要があるのではないか。 参考）広島市災害廃棄物処理計画（P31）を参照 ご確認のほど、よろしくお願いいたします。	環境省の災害廃棄物処理に関する国庫補助については、本計画に記載するのではなく、申請様式も含めて内部資料として令和6年度に整理してまいります。また、災害関連の補助金申請にあたっては、補助事業区分により関係府省が異なり、被災状況等により適用補助事業が異なることから、本計画に記載するのではなく、関係部署と情報共有してまいります。